

参 考 资 料

1 県税の税率等の推移

(1) 県民税、事業税、不動産取得税、道府県たばこ税

年度		25	26	27	28	29	30
税目							
道 府 県 民 税	個人					(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%	
	法人					(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%
	利子割						
府 事 業 県 税	個 人	事業主 控除等 免稅点 25,000 円		基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円
	人	税率 第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%				第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 助産婦業等 4%	
	法 人	その他				特別所得税を事業税 第 3 種事業とした。	
	法 人	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%				普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	
	人	税率					
	人	その他	申告 納付 制度 採用			生命保険事業を収入 金額課税とし、運送 業（鉄・軌道事業を 除く。）を所得課税と した。	損害保険事業を収入金額 課税とした。
	不動産取得税					(創設) 税率 3%	(免稅点) 土地 1 万円 家屋（建築） 10 万円 家屋（その他） 5 万円
	道 府 県 た ば こ 税 〔道 府 県 た ば こ た ば こ 消 費 税〕					(創設) 税率 $\frac{5}{115}$	

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000 円			基礎控除 年 200,000 円		事業主控除と 名称変更		事業主控除 年 220,000 円	
	第1種事業課税所得 年 50万円以下 6% 年 50万円超 8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年 50万円以下 7% 年 100万円以下 8% 年 200万円以下 10% 年 200万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超及び清算所得 8%			普通法人 年 100万円以下 6% 年 200万円以下 9% 年 200万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 100万円以下 6% 年 100万円超及び清算所得 8%		普通法人 年 150万円以下 6% 年 300万円以下 9% 年 300万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 150万円以下 6% 年 150万円超及び清算所得 8%
	地方鉄・軌道事業 を所得課税とした。							
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る所得割は当分の間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (?)資本の金額又は出資金額が 1,000万円以下の法人等 年 600円 (?)資本の金額又は出資金額が 1,000万円を超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円
				専業専従者控除に完全給与制採用			
	農業組合法人の行う農業は非課税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等について は 5.2%) (特例条例)	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人（公共法 人、公益法人等で均等割のみ を課されるものを除く。以下 (イ)の法人について同じ。）及び 保険業法に規定する相互会社 年 6,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超える法人 年 3,000 円 (ウ) (7)及び(イ)の法人以外の法人 等 年 1,800 円	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人（公共法 人、公益法人等で均等割のみ を課されるものを除く。以下 (イ)の法人について同じ。）及び 保険業法に規定する相互会社 年 20,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超える法人 年 6,000 円 (ウ) (7)及び(イ)の法人以外の法人 等 年 2,000 円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円
(免税点) 土地 10 万円 家屋（建築） 23 万円 家屋（その他） 12 万円				

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の 15%（4 万円を上限とする。）の額を税額 から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000 円			
普通法人 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%	(1) 収入金額課税法人 1.3% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人 (普通法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 各特定信託の各 計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6%	各特定信託の各 計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6% (3) その他の事業を行う法人 (普通法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6%	
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 16 年 6 月 30 日まで延長	
1,000 本につき 868 円 (3 級品については 413 円) (5 月 1 日以降)			

19	20	21
均等割 年 1,500 円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 840,000 円 (イ) 資本金等の額が 10 億円を超える 50 億円以下の法人 年額 567,000 円 (ウ) 資本金等の額が 1 億円を超える 10 億円以下の法人 年額 136,500 円 (エ) 資本金等の額が 1 千万円を超える 1 億円以下の法人 年額 52,500 円 (オ) (ア) から (エ) の法人以外の法人等 年額 21,000 円 (ひろしまの森づくり県民税条例)		
	<ul style="list-style-type: none"> ○外形標準課税の対象とならない法人 <ul style="list-style-type: none"> ・所得割 <ul style="list-style-type: none"> 〔普通法人〕 <ul style="list-style-type: none"> 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% 〔特別法人〕 <ul style="list-style-type: none"> 年 400 万円以下…2.7% 年 400 万円超及び清算所得…3.6% ・収入割 0.7% ○外形標準課税の対象となる法人 <ul style="list-style-type: none"> 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9% <p>【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用 (地方法人特別税 (国税) の創設)】</p>	
	税率 4% (平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅以外の家屋を取得した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅又は土地 <ul style="list-style-type: none"> 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日)		
清算所得課税制度廃止 (平成 22 年 10 月 1 日以後、解散分から適用)	○欠損金繰越控除の 2 年延長 (7 年から 9 年に) (平成 20 年 4 月 1 日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を 80% に制限 (中小法人等を除く) (平成 24 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用)		
	○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに取得した場合)		
1,000 本につき 1,504 円 (3 級品については 716 円) (10 月 1 日以降)			1,000 本につき 860 円 (3 級品については 411 円) (4 月 1 日以降)

26	27	28
東日本大震災からの復興に關し地方公共団体の防災費確保のため均等割税率を 500 円引上げ (平成 26 年度～平成 35 年度)	ふるさと納税の拡充 ・特例控除額を個人住民税所得割額の 2 割に引上げ (平成 28 年度以後の個人住民税から適用) ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成 27 年 4 月 1 日以後寄附から適用)	○公的年金からの仮特別徴収税額の平準化 ・仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の 1/2 に相当する額とする。 (平成 28 年 10 月以降に実施する特別徴収から適用)
法人税割の税率改正 標準税率… 3.2% 制限税率… 4.0% (平成 26 年 10 月 1 日以後開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税（国税）として創設)	○「資本金等の額」の改正 法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額に無償増資・減資、欠損填补を行った調整後の額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用) ○均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)	○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設
	○利子割の納稅義務者から法人を除外 (平成 28 年 1 月 1 日以後支払利子等から適用) ○特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成 28 年 1 月 1 日以後支払特定公社債等から適用) ○源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成 28 年 1 月 1 日以後の譲渡所得等に適用)	
○法人事業税（所得割及び收入割）の税率改正 資本金 1 億円超の普通法人 年 400 万円以下… 2.2% 年 800 万円以下… 3.2% 年 800 万円超及び清算所得… 4.3% 資本金 1 億円以下の普通法人 年 400 万円以下… 3.4% 年 800 万円以下… 5.1% 年 800 万円超及び清算所得… 6.7% 特別法人 年 400 万円以下… 3.4% 年 400 万円超及び清算所得… 4.6% 電気供給業等収入金… 0.9%	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 0.72% 資本割… 0.3% 所得割… 年 400 万円以下 1.6% 年 800 万円以下 2.3% 年 800 万円超 3.1% 地方法人特別税… 93.5% (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に適用)	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 1.2% 資本割… 0.5% 所得割… 年 400 万円以下 0.3% 年 800 万円以下 0.5% 年 800 万円超 0.7% 地方法人特別税… 414.2% (平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用)
○地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人… 67.4% 所得割課税法人… 43.2% 収入金課税法人… 43.2% (平成 26 年 10 月 1 日以後開始事業年度から適用) (地方法人特別税を 1/3 に縮小し、法人事業に復元)	○資本割の課税標準の改正 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用) ○繰越欠損金控除限度を 65% に制限 (中小法人等を除く) (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)	○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設 ○繰越欠損金控除限度を 60% に制限 (中小法人等を除く) (平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)
○耐震改修（取得日後 6 カ月以内）による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○特例適用住宅に係る課税標準の特例措置（1300 万円控除）の適用期限を 2 年延長 (～平成 28 年 3 月 31 日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 28 年 3 月 31 日)	○買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (～平成 29 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 29 年 3 月 31 日) ○住宅又は土地（特例の延長） 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○宅地評価土地（特例の延長） 価格を 1/2 とする。（～平成 30 年 3 月 31 日）	○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 30 年 3 月 31 日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例（1300 万円控除）を 2 年延長 (～平成 30 年 3 月 31 日)
		3 級品 1,000 本につき 481 円 (4 月 1 日以降)

2	3	4
	<p>○住宅ローン控除期間の適用期限延長に係る個人住民税の対応 ○退職所得課税の適正化（令和4年1月1日以後の支払いを受けるべき退職所得に適用） ○非課税限度額等における国外居住親族の取扱い見直し（令和6年度分以後適用） ○個人住民税の特別徴収税額通知電子化（令和6年度以後適用）</p>	<p>○住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応（住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、一定の控除限度額の範囲内で、翌年度の個人住民税額から控除） ○個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備（公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、退職手当等を含まない合計所得金額を用いる）</p>
○電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人に係る事業税の課税方式見直し ・ 資本金1億円超の普通法人 ・ 収入割… 0.75% ・ 付加価値割… 0.37% ・ 資本割… 0.15% ・ 資本金1億円以下の普通法人等 ・ 収入割… 0.75% ・ 所得割… 1.85% ○特別法人事業税（電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人）の税率改正 ・ 収入金課税法人 … 40.0% （令和2年4月1日以降開始事業年度から適用）	<p>○外形標準課税に係る法人事業税の税率改正（軽減税率の廃止） 所得割…1.0% 付加価値割…1.2% 資本割…0.5% （令和4年4月1日以降開始事業年度から適用）</p> <p>○電気事業法の改正に伴う配電事業及び特定卸供給業の創設 ・ 配電事業 収入割…1.0% ・ 特定卸供給業 資本金1億円超の普通法人 収入割…0.75% 付加価値割…0.37% 資本割…0.15% 資本金1億円以下の普通法人等 収入割…0.75% 所得割…1.85% ○特別法人事業税（配電事業及び特定卸供給業）の税率制定 配電事業… 30.0% 特定卸供給業… 40.0% （令和4年4月1日以後終了事業年度から適用）</p> <p>○ガス供給業に係る収入金額課税の見直し ・ 特定ガス供給事業 収入割…0.48% 付加価値割…0.77% 資本割…0.32% ・ 特定ガス供給業以外のガス製造業者及び経過措置料金規制対象事業者の所得課税適用 （令和4年4月1日以降開始事業年度から適用）</p>	
○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和4年3月31日） ○認定期長優良住宅に係る課税標準の特例（1300万円控除）を2年延長 （～令和4年3月31日）	<p>○住宅又は土地（特例の延長） 税率 3% （～令和6年3月31日までの取得） ○宅地評価土地（特例の延長） 価格を1/2とする。（～令和6年3月31日） ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和5年3月31日） ○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長（～令和5年3月31日）</p>	<p>○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和6年3月31日） ○認定期長優良住宅に係る課税標準の特例（1300万円控除）を2年延長 （～令和6年3月31日） ○申告がない場合でも課税標準の特例及び住宅用土地の減額について適用可能 （令和4年4月1日取得から）</p>
1,000本につき1,000円 (10月1日以降)	1,000本につき1,070円 (10月1日以降)	

5	6	7	
	<p>○「東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」による均等割の 500 円引上げが終了 均等割 年 1,500 円</p> <p>○定額減税 納稅義務者、控除対象配偶者及び扶養親族 1 人につき 1 万円を乗じた金額を所得割額から控除</p>		個県
			法県
			利子割
			個事
			法事
○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～令和 7 年 3 月 31 日) ○買取再販に係る減額措置適用期限を 2 年延長 (～令和 7 年 3 月 31 日)	<p>○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～令和 8 年 3 月 31 日)</p> <p>○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例 (1300 万円控除) を 2 年延長 (～令和 8 年 3 月 31 日)</p> <p>○住宅又は土地 (特例の延長) 税率 3% (～令和 9 年 3 月 31 日までの取得)</p> <p>○宅地評価土地 (特例の延長) 価格を 1/2 とする。 (～令和 9 年 3 月 31 日)</p>	<p>○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～令和 9 年 3 月 31 日)</p> <p>○買取再販に係る減額措置適用期限を 2 年延長 (～令和 9 年 3 月 31 日)</p>	不動産
			たばこ

(2) ゴルフ場利用税、特別地方消費税

税目	年度	25	26	27	28	29	30
道府	ゴルフ場利用税 〔1. 平成元年度名称変更(旧娯楽施設利用税) 2. 地方税としての入場税を含む。〕	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%		(入場税) 税率を従来の1/2に引き下げた。		入場税を国税に移譲し、第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとした。 (1) 料金課税の税率 舞踊・ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額)の税率 ぱちんこ場 1台 150円 まあじやん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	
県税	芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20% 特別地方消費税 〔料理飲食等 消費税 遊興飲食税〕	芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制度に改めた。	

31	32	33～35	36	37	38～40	41	42～43
	ゴルフ場に対し定額課税を採用した。 1人1日 200円		(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して1/6交付	
	芸者等の花代・カフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円		名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊料金（1泊につき2食までの料金を含む。） 10% (旅館における基礎控除) 800円		(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料（料金の10%以下等）は課税標準から控除することとした。	

44	45	46	47	48	49	50
		ボウリング場に対し 外形課税を採用した。 ゴルフ場所在市町村 に対して 1/3 交付	ゴルフ場については定額税率によつて課税する。	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して 1/2 交付		
(税率) 1人1回の消費金額 の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円		(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控除額 1,000円		(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円 (48. 10. 1 施行)	(基礎控除) 旅館における基礎控除 1,500円 (49. 10. 1 施行)	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 (50. 10. 1 施行)

51	52	53	54~56	57	58	59~63	元
	<p>ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,000円 外形課税（月額）の税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじやん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円</p>				<p>ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,100円 外形課税（月額）の税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじやん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場利用税に名称変更 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村に対して7／10交付
	<p>(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 (52. 10. 1施行)</p>	<p>(基礎控除) 旅館における基礎控除額 2,000円 (53. 10. 1施行)</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 (58. 1. 1施行) (チケット制食堂1品 1,000円は据え置き)</p>	<p>(旅館における基礎控除) 2,500円 (59. 1. 1施行)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・特別地方消費税に名称変更 (税率) 3% (免税点) 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 5,000円 (元. 4. 1施行)

2	3~8	9	10	11	12~14	15	16~元	2	3~7		
						<p>非課税区分を新設</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢 18 歳未満及び 70 歳以上の者の利用 ・障害者 ・国民体育大会での使用 ・学生等の利用 		<p>非課税措置を拡充</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民体育大会の公式の練習のための利用 ・国際的な規模のスポーツ競技又はその公式の練習のための利用 			ゴルフ場利用税
<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 15,000円</p> <p>飲食店等 7,500円 (3.7.1施行)</p> <p>(交付金)</p> <p>旅館、飲食店等所在市町村に対して 1/5交付</p>		(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)						特別地方消費税	

(3) 自動車税、軽油引取税、その他

年度 税目		25	26	27	28	29	30	31	32
道	自動車税	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及び バス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円		普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トランク 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 その他 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円	普通自動車 自家用 120 時以下 36,000 円 120 時超 60,000 円 営業用 120 時以下 15,000 円 120 時超 30,000 円 トランク 自家用 握発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 握発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 握発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 握発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円			トラック及び バスについて「揮 発油を燃料と する自動 車」以外の 税率を「揮 発油を燃料 とする自動 車」の標準 税率まで引 き下げた。	
府	軽油 引取税							(創設) 税率 1キロリットル 6,000 円	税率 1キロリットル 8,000 円
県	その他	附加価値税が創設され実施は昭和 27 年 1 月 1 日からとされた。漁業権税賃貸料の 10%		附加価値税の実施は昭和 28 年 1 月 1 日からと延期された。漁業権税は廃止された。狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税の実施は昭和 29 年 1 月 1 日からと延期された。狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。		

33	34	35	36	37	38	39	40	41
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした。			普通自動車 自家用 3.048 メートル以下 36,000 円 3.048 メートル超 60,000 円 営業用 3.048 メートル以下 15,000 円 3.048 メートル超 30,000 円 ト ラ ッ ク 15,000 円 バス 観光用 30,000 円 そ の 他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 3,800 円	小型四輪車 乗用車 自家用 1 リットル以下 12,000 円 1 リットル超 1.5 リットル以下 14,000 円 1.5 リットル超 16,000 円 営業用 1 リットル以下 6,000 円 1 リットル超 1.5 リットル以下 7,000 円 1.5 リットル超 8,000 円			自家用乗用車 普通車 3.048 メートル以下 54,000 円 3.048 メートル超 90,000 円 小型四輪車 1 リットル以下 18,000 円 1 リットル超 1.5 リットル以下 21,000 円 1.5 リットル超 24,000 円 営業用乗用車 普通車 3.048 メートル以下 22,500 円 3.048 メートル超 45,000 円 観光貸切用バス 45,000 円	
			税率 1キロリットル 10,400 円	税率 1キロリットル 12,500 円			税率 1キロリットル 15,000 円	
狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。			(鉱区税)石油又は天然ガスの鉱区に対する税率は現行(試掘 90 円、探掘 180 円)の 2/3 に引き下げられた。

42	43	44	45	46	47	48	49	50																											
					<p>一般乗用のもの及びスクールバス</p> <table> <tr> <td>乗車定員 30人以下</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>" 30人超 40人以下</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>" 40人超 50人以下</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>" 50人超 60人以下</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>" 60人超 70人以下</td> <td>21,500円</td> </tr> <tr> <td>" 70人超 80人以下</td> <td>24,500円</td> </tr> <tr> <td>" 80人超</td> <td>27,500円</td> </tr> </table> <p>その他</p> <table> <tr> <td>乗車定員 30人以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>" 30人超 40人以下</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>" 40人超 50人以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>" 50人超 60人以下</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>" 60人超 70人以下</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>" 70人超 80人以下</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>" 80人超</td> <td>50,000円</td> </tr> </table>	乗車定員 30人以下	11,500円	" 30人超 40人以下	14,000円	" 40人超 50人以下	16,500円	" 50人超 60人以下	19,000円	" 60人超 70人以下	21,500円	" 70人超 80人以下	24,500円	" 80人超	27,500円	乗車定員 30人以下	20,000円	" 30人超 40人以下	25,000円	" 40人超 50人以下	30,000円	" 50人超 60人以下	35,000円	" 60人超 70人以下	40,000円	" 70人超 80人以下	45,000円	" 80人超	50,000円	<p>年1回課税となる。</p> <p>納期限 5月31日</p> <p>自動車排出ガス 次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除</p> <p>自動車排出ガス 当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗用バス } 1/11の税額を控除</p> <p>(特例条例)</p>	
乗車定員 30人以下	11,500円																																		
" 30人超 40人以下	14,000円																																		
" 40人超 50人以下	16,500円																																		
" 50人超 60人以下	19,000円																																		
" 60人超 70人以下	21,500円																																		
" 70人超 80人以下	24,500円																																		
" 80人超	27,500円																																		
乗車定員 30人以下	20,000円																																		
" 30人超 40人以下	25,000円																																		
" 40人超 50人以下	30,000円																																		
" 50人超 60人以下	35,000円																																		
" 60人超 70人以下	40,000円																																		
" 70人超 80人以下	45,000円																																		
" 80人超	50,000円																																		
自動車取得税(目的税)が創設され法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点 10万円	自動車取得税の免税点 15万円	狩獵免許税及び入獵税の税率が改正された。			自動車取得税 道路運送車両法第41条の規定による自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は昭和49年3月31日までに取得されたものにあっては100分の1、昭和49年9月30日までの間に取得されたものにあっては100分の2	自動車取得税(免税点) 30万円 (税率) 軽自動車以外の自家用自動車 5% 上記のうち前項年度の基準に適合する自動車 4%	自動車取得税(税率) 道路運送車両法第41条により昭和51年4月1日以降に適用すべきものとして定められる保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるものにつき取得が昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までのものは100分の2、51年4月1日以後のものは100分の1を税率から控除する。																												

51	52	53	54
<p>自家用乗用車</p> <p>普通車</p> <p>3,048 メートル以下 70,000 円</p> <p>3,048 メートル超 117,000 円</p> <p>小型四輪車</p> <p>1 リットル以下 23,500 円</p> <p>1 リットル超 1.5 リットル以下 27,500 円</p> <p>1.5 リットル超 31,500 円</p> <p>営業用乗用車</p> <p>普通車</p> <p>3,048 メートル以下 26,000 円</p> <p>3,048 メートル超 52,000 円</p> <p>小型四輪車</p> <p>1 リットル以下 7,000 円</p> <p>1 リットル超 1.5 リットル以下 8,000 円</p> <p>1.5 リットル超 9,000 円</p> <p>税額の 10%を加算した税額とする。 ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>当該年度規制適合車</p> <p>被けん引車</p> <p>一般乗用バス</p> <p>営業用トラック</p> <p>次期規制適合車</p> <p>電気自動車</p> <p>(特例条例)</p>		<p>トラック</p> <p>自家用</p> <p>20,000 円</p> <p>営業用</p> <p>17,500 円</p> <p>バス</p> <p>自家用</p> <p>39,000 円</p> <p>一般乗用</p> <p>14,000 円</p> <p>その他</p> <p>34,500 円</p> <p>(条例)</p> <p>税額の 10%を加算した税額とする。 ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>当該年度規制適合車</p> <p>被けん引車</p> <p>一般乗用バス</p> <p>営業用トラック</p> <p>次期規制適合車</p> <p>電気自動車</p> <p>(特例条例)</p>	<p>自家用乗用車</p> <p>普通車</p> <p>3 リットル以下 71,000 円</p> <p>3 リットル超 6 リットル以下 77,000 円</p> <p>6 リットル超 129,000 円</p> <p>小型四輪車</p> <p>1 リットル以下 25,500 円</p> <p>1 リットル超 1.5 リットル以下 30,000 円</p> <p>1.5 リットル超 34,500 円</p> <p>営業用乗用車</p> <p>普通車</p> <p>3 リットル以下 24,000 円</p> <p>3 リットル超 6 リットル以下 26,000 円</p> <p>6 リットル超 52,000 円</p> <p>当該年度規制適合車</p> <p>被けん引車</p> <p>一般乗用バス</p> <p>営業用トラック</p> <p>次期規制適合車</p> <p>電気自動車</p> <p>自家用</p> <p>22,000 円</p> <p>バス</p> <p>42,500 円</p> <p>営業用</p> <p>一般乗用用のもの</p> <p>36,000 円</p> <p>5,500 円</p> <p>税額の 10%を加算した税額とする。 ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>当該年度規制適合車</p> <p>被けん引車</p> <p>一般乗用バス</p> <p>営業用トラック</p> <p>次期規制適合車</p> <p>電気自動車</p> <p>1/11 の税額を控除</p> <p>1/2 の税額を控除</p> <p>(特例条例)</p>
<p>税率</p> <p>1 キロリットル 19,500 円</p>			<p>税率(昭和 54 年 6 月 1 日から昭和 58 年 3 月 31 日まで)</p> <p>1 キロリットル 24,300 円</p>
	<p>自動車取得税</p> <p>(税率)</p> <p>昭和 53 年度規制適合車に係る税率は、昭和 52 年 4 月 1 日から昭和 53 年 3 月 31 日までの取得に対しては 0.25%を、昭和 53 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの取得に対しては 0.125%をそれぞれ引き下げる。</p> <p>鉱区税、狩猟免許税、入猟税の税率を、それぞれ現行の 2 倍に引き上げる。</p>		<p>狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を 2 分の 1 とした。</p> <p>入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。</p>

55	56	57	58	59	60	61	62
			超過課税の廃止	<p>普通乗用車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超 6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超 6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型 自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円</p> <p>トラック 4トン超 5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員 40人超 50人以下 49,000円 営業用 一般乗用 乗車定員 30人超 40人以下 14,500円 一般乗用以外の もの 乗車定員 40人超 50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円</p>			
			暫定税率が2年間延長される。		暫定税率が3年間延長される。		
自動車取得税 軽自動車以外の自家用自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置（税率5%免税点30万円）の適用期限を昭和58年3月31日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち一定の被扶養者を軽減税率の適用対象から除外することとした。			鉱区税、狩猟者登録税及び入糞税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正される。 自動車取得税の暫定措置がさらに2年間延長される。		自動車取得税の暫定措置が3年間延長される。		

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	普通自動車 自家用 4 リットル超 4.5 リットル以下 2 リットル超 2.5 リットル以下 23,600 円 45,000 円 4.5 リットル超 6 リットル以下 2.5 リットル超 27,200 円 3 リットル以下 6 リットル超 51,000 円 40,700 円 3 リットル超 3.5 リットル以下 58,000 円 3.5 リットル超 4 リットル以下 66,500 円 4 リットル超 4.5 リットル以下 76,500 円 4.5 リットル超 6 リットル以下 88,000 円 6 リットル超 111,000 円 営業用 2 リットル超 2.5 リットル以下 13,800 円 2.5 リットル超 3 リットル以下 15,700 円 3 リットル超 3.5 リットル以下 17,900 円 3.5 リットル超 4 リットル以下 20,500 円							
暫定税率が5年間延長される。					暫定税率が平成5年11月30日まで延長 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで 税率 1キロリットル 32,100 円			
自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。		自動車取得税の免税点 50万円			自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。			

9	10	11	12	13
			<p>キャンピング車 1 リットル以下 23,600 円 1 リットル超 1.5 リットル以下 27,600 円 1.5 リットル超 2 リットル以下 31,600 円 2 リットル超 2.5 リットル以下 36,000 円 2.5 リットル超 3 リットル以下 40,800 円 3 リットル超 3.5 リットル以下 46,400 円 3.5 リットル超 4 リットル以下 53,200 円 4 リットル超 4.5 リットル以下 61,200 円 4.5 リットル超 6 リットル以下 70,400 円 6 リットル超 88,800 円 (経過措置あり)</p>	
	暫定税率が 5 年間延長される。免税軽油の引き取り等に係る報告義務制度が創設される。			
地方消費税創設 税率 消費税額の 25／100	自動車取得税の暫定措置が 5 年間延長される。	自動車取得税 低公害車に対する特例措置の拡充		自動車取得税 低公害車に対する特例措置を平成 15 年 3 月 31 日まで延長

14	15	16	17
<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までに新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から 2 年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 通常税率の概ね 50%軽課 低燃費車かつ「優一低排出ガス」車 通常税率の概ね 25%軽課 低燃費車かつ「良一低排出ガス」車 通常税率の概ね 13%軽課 ・重課措置 平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで間に、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成 15 年度に、新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から 1 年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 通常税率の概ね 50%軽課 ・重課措置 平成 15 年度に、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成 16 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から 1 年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成 17 年排出ガス基準 75% 低減車 通常税率の概ね 50%軽課 低燃費車かつ平成 17 年排出ガス基準 75% 低減車 優良低燃費車かつ平成 17 年排出ガス基準 50% 低減車 通常税率の概ね 25%軽課 ・重課措置 平成 17 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG 車の場合 「平成 22 年度燃費基準 5% 向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成 17 年度燃費基準 5% 向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG 車の場合 「平成 22 年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成 17 年度燃費基準達成車」</p>	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成 17 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から 1 年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成 17 年排出ガス基準 75% 低減車 通常税率の概ね 50%軽課 低燃費車かつ平成 17 年排出ガス基準 75% 低減車 優良低燃費車かつ平成 17 年排出ガス基準 50% 低減車 通常税率の概ね 25%軽課 ・重課措置 平成 18 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG 車の場合 「平成 22 年度燃費基準 5% 向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成 17 年度燃費基準 5% 向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG 車の場合 「平成 22 年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成 17 年度燃費基準達成車」</p>
	暫定税率が 5 年間延長される。		
	<p>自動車取得税暫定措置が 5 年間延長される。 自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成 17 年 3 月 31 日まで延長</p> <p>産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物 1 トンあたり 1,000 円</p>	<p>狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、新たに目的税として狩猟税を創設</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成 19 年 3 月 31 日まで延長</p>

18	19	20	21
<p>県外転出入に係る月割計算の廃止</p> <p>非課税車等に係る月割課税の徴収方法の変更（証紙徵収→普通徵収）</p> <p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成18年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課 燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課 燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね 25%軽課 ※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準 ・重課措置 平成19年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成19年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課 燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね 25%軽課 ※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準 ・重課措置 平成20年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成20年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75% NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10% NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課 ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね 25%軽課 ※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準 ・重課措置 平成21年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 ○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成21年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75% NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10% NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課 ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね 25%軽課 ※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準 ・重課措置 平成22年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 ○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課
<p>自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長</p> <p>自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設(2年間)</p>		<p>暫定税率が10年間延長 (ただし、4月のみ失効)</p>	<p>使途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>軽油引取税の課税免除のうち、免稅証によるものについて、本法附則により平成24年3月31日までとなる。 (石油化学製品製造業は除く)</p>

22	23	24	25
<p>グリーン化税制(見直しの上 2 年間延長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 <p>平成 22 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 <p>車両総重量 3.5t 以下 平成 17 年排出ガス基準 75% NOx 低減 車両総重量 3.5t 超 平成 17 年排出ガス基準 10% NOx 低減</p> <p>○燃費基準+25%達成車かつ平成 17 年排出ガス基準 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG 車の場合 平成 22 年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成 17 年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成 23 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 ○新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 <p>平成 23 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 <p>車両総重量 3.5t 以下 平成 17 年排出ガス基準 75% NOx 低減 車両総重量 3.5t 超 平成 17 年排出ガス基準 10% NOx 低減</p> <p>○燃費基準+25%達成車かつ平成 17 年排出ガス基準 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG 車の場合 平成 22 年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成 17 年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成 24 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 ○新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成 23 ~25 年度 非課税)</p> 	<p>グリーン化税制(見直しの上 2 年間延長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 <p>平成 24 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 <p>車両総重量 3.5t 以下、12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車</p> <p>○平成 27 年度燃費基準+10%達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 50%軽課</p> <p>○平成 27 年度燃費基準達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 25%軽課</p> <p>・重課措置 平成 25 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 ○新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成 23 ~25 年度 非課税)</p> 	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 <p>平成 25 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 <p>車両総重量 3.5t 以下、12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車</p> <p>○平成 27 年度燃費基準+10% 達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 50%軽課</p> <p>○平成 27 年度燃費基準達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 25%軽課</p> <p>・重課措置 平成 26 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 ○新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成 23 ~25 年度 非課税)</p>
<p>10 年間の暫定税率を廃止</p> <p>ただし、当分の間、現在の税率水準を維持</p> <p>原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分（特例税率）の課税を停止する。 (通称「トリガ一条項」)</p>	<p>原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分（特例税率）の課税を停止する（通称「トリガ一条項」）の適用を当分の間停止する。 (平成 23 年 4 月 27 日施行)</p>	<p>課税免除の特例措置の延長</p> <p>次の業種を除き、適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長。</p> <p>【廃止業種】</p> <p>電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業</p>	
<p>自動車取得税の低燃費車特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を 2 年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 <p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定 <p>クリーンディーゼル乗用車特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を 5 ヶ月延長 	<p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車（平成 26 年 3 月 31 日までに取得）に係る自動車取得税特例措置（非課税、課税免除）</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 27 年 3 月 31 日まで延長</p> <p><特例措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例を創設 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設 <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車（平成 26 年 3 月 31 日までに取得）に係る自動車取得税特例措置（非課税、課税免除）</p>	<p>自動車取得税の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自動車に対する特例にバス等を追加 <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車（平成 26 年 3 月 31 日までに取得）に係る自動車取得税特例措置（非課税、課税免除）</p>

26	27	28
<p>グリーン化税制(見直しの上 2 年間延長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 <p>平成 26 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 <p>車両総重量 3.5t 以下、12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減</p> ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車（平成 32 年度燃費基準達成車に限る）かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <p>通常税率の概ね 75% 軽課</p> ○平成 27 年度燃費基準 +10% 達成または +20% 達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <p>通常税率の概ね 50% 軽課</p> ・重課措置 <p>平成 27 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス・トラック <p>新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <p>通常税率の概ね 10% 重課</p> </p> ○バス・トラック以外の自動車 <p>新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <p>通常税率の概ね 15% 重課</p> </p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を 2 年延長（平成 26～28 年度 非課税）</p>	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 <p>平成 27 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 <p>車両総重量 3.5t 以下、12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減</p> ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車（平成 32 年度燃費基準達成車に限る）かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <p>通常税率の概ね 75% 軽課</p> ○平成 27 年度燃費基準 +10% 達成または +20% 達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <p>通常税率の概ね 50% 軽課</p> ・重課措置 <p>平成 28 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス・トラック <p>新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <p>通常税率の概ね 10% 重課</p> </p> ○バス・トラック以外の自動車 <p>新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <p>通常税率の概ね 15% 重課</p> </p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を 3 年延長（平成 28～31 年度 非課税）</p>	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 <p>平成 28 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 <p>車両総重量 3.5t 以下、12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減</p> ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 23 年度燃費基準 +10% 達成車かつ 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <p>通常税率の概ね 75% 軽課</p> ○平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車かつ 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <p>通常税率の概ね 50% 軽課</p> ・重課措置 <p>平成 29 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス・トラック <p>新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <p>通常税率の概ね 10% 重課</p> </p> ○バス・トラック以外の自動車 <p>新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <p>通常税率の概ね 15% 重課</p> </p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を 3 年延長（平成 28～31 年度 非課税）</p>
<p>自動車取得税の税率引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車… 2 % ・軽自動車以外の営業用自動車… 2 % ・軽自動車以外の自家用自動車… 3 % <p>自動車取得税の低燃費車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置（非課税、課税免除）を 2 年延長（平成 28 年 3 月 31 日までに取得）</p> <p>狩獵税の軽減措置拡充（平成 31 年 3 月 31 まで）</p> <p>地方消費税 税率 消費税額の 17／63</p>	<p>課税免除の特例措置の延長</p> <p>次の業種を除き、適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長。</p> <p>【廃止業種】</p> <p>海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業</p> <p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 29 年 3 月 31 日まで延長</p> <p><特例措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・パリアフリー車両に対する特例 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック・バス等に対する特例に、車両安定性制御装置搭載トラック・バス等を追加 	<p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7.5 t 超のバス・トラックに対する区分を創設 <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置（非課税、課税免除）を 1 年延長（平成 29 年 3 月 31 日までに取得）</p>

29	30	元	2
<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成 29 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課 <ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50% 軽減または 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 75%軽課 ○平成 32 年度燃費基準+10%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50% 軽減または 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 50%軽課 <ul style="list-style-type: none"> ・重課措置 平成 30 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 <ul style="list-style-type: none"> ○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 ○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 15%重課 	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成 30 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課 <ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50% 軽減または 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 75%軽課 ○平成 32 年度燃費基準+10%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50% 軽減または 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 50%軽課 <ul style="list-style-type: none"> ・重課措置 平成 31 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 <ul style="list-style-type: none"> ○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 ○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 15%重課 	<p>令和元年 10 月 1 日から自動車税に環境性能割が導入、現行の自動車税は自動車税の種別割に変更</p> <p>(環境性能割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 自動車の燃費性能等に応じて自家用は非課税から 3%、営業用は非課税から 2% の税率を適用 ・税率の臨時的軽減 令和元年 10 月から令和 2 年 9 月までに登録される自家用乗用車については、税率が 1% 軽減 ・課税標準の特例 バリアフリー車両及び先進安全自動車の取得に対する軽減措置 (種別割) ・税率の引下げ 令和元年 10 月 1 日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車から適用 (キャッシング車含む) ・グリーン化税制 令和 3 年 3 月 31 日までに新車新規登録された環境負荷の小さい自動車は、取得した翌年度の自動車税が軽減 環境負荷の大きい自動車 (初回新規登録から一定期間経過した自動車) は税率上乗せ (軽自動車税環境性能割) ・市町の税金であるが、当分の間、県が賦課徴収を行い、納付された軽自動車税環境性能割は、納付のあった翌々月に市町に払い込む。 	<p>(環境性能割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率の臨時的軽減 令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までに登録される自家用乗用車については、税率が 1% 軽減
<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 31 年 3 月 31 日まで延長 <特例措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車線逸脱警報装置搭載車をバス等に追加 <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置 (非課税、課税免除) を 2 年延長 (平成 31 年 3 月 31 日までに取得)</p>	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長。</p> <p>【縮減業種】 電気供給業(対象用途のうち、ガスタービン発電装置の動力源の用途を除外)</p> <p>【廃止業種】 地熱資源開発事業</p>		<p>次の業種に係る課税免除の特例措置を廃止</p> <p>【廃止業種】 電気供給業 (汽力発電装置の助燃の用途)</p>
	<p>自動車取得税の免税点は、15 万円を 50 万円としている措置を平成 31 年 9 月 30 日まで延長</p> <p>自動車取得税の先進安全自動車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p>	<p>地方消費税 (10 月 1 日から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準税率 2.2% (消費税額の 22/78) ・軽減税率 1.76% (消費税額の 176/624) <p>自動車取得税は廃止 (令和元年 9 月 30 日)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充 (令和 6 年 3 月 31 日まで)</p>	

3	4	5	6	7	
(環境性能割) ・税率の臨時的軽減 令和3年4月から令和3年12月までに登録される自家用乗用車については、税率が1%軽減 ・課税標準の特例 バリアフリー車両及び先進安全自動車（ASV車）の取得に対する軽減措置の拡充	(環境性能割) ・クリーンディーゼル乗用車の税率変更 非課税となる場合の燃費基準を設定	(環境性能割) ・令和6年1月1日から軽減税率適用の範囲を変更		(環境性能割) ・令和7年4月1日から軽減税率適用の範囲を変更	自動車税
課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を令和6年3月31日まで延長。 【縮減業種】 鉱さい／＼ラス製造業（適用対象を中小事業者等に限定） 廃棄物処理事業（産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について、適用対象を中小事業者等に限定） 木材加工業（適用対象から木材注葉業を営む者を除外）			課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を令和9年3月31日まで延長。 【縮減業種】 専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業用以外）に供する船舶に係る課税免除は令和7年3月31日をもって废止。		軽油引取税
			狩猟税の軽減措置拡充（令和11年3月31日まで）		その他

2 特例条例に関すること

○ 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）

1 趣 旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等（老人福祉団地、障害者療育支援センター、身体障害者リハビリテーションセンター等）の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

2 内 容

(1) 税 率

令和 7 年 4 月 1 日以後 5 年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を 100 分の 1.8 とする。

（令和 7 年 2 月議会において 5 年間延長）

(2) 中小法人に対する軽減

次のア～ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については、税額から 1.8 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人

(3) 施行期日

昭和 50 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：令和 7 年 4 月 1 日）

（参 考）

大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和 50 年 3 月 13 日条例第 11 号

最終改正：平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

（設置）

第 1 条 大規模な社会福祉施設、医療施設、保健休養施設等（以下「大規模社会福祉施設等」という。）の建設に要する経費の財源に充てるため、大規模社会福祉施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる金額の合算額とし、予算で定める。

- 一 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）に基づいて課税することにより、広島県税条例（昭和 29 年広島県条例第 16 号）に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額
- 二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額
- 三 その他知事が必要と認める金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

○ ひろしまの森づくり県民税条例（平成 18 年広島県条例第 58 号）

1 趣 旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に發揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

2 内 容

(1) 課税方法

納稅義務者は、省内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人
課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式

(2) 税 率

県民税均等割に、次のとおり加算する。

○個人：年額 500 円（均等割額に加算）

○法人：年額 現行の均等割額の 5 %相当額

法人の区分	ひろしまの森づくり県民税	現 行 の 均等割額
・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等 ・資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は除く) ・一般社団法人（非営利型法人は除く）及び 一般財団法人（非営利型法人は除く）※ ・資本金等の額が 1 千万円以下の法人	1,000 円	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円超～1億円以下	2,500 円	50,000 円
資本金等の額が 1 億円超～ 10 億円以下	6,500 円	130,000 円
資本金等の額が 10 億円超～ 50 億円以下	27,000 円	540,000 円
資本金等の額が 50 億円超	40,000 円	800,000 円

※一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）については、平成 20 年 12 月 1 日以降に開始する事業年度から適用。

(3) 課税期間

個人…平成 19 年度分～令和 8 年度分

法人…平成 19 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

（令和 4 年 2 月議会において 5 年間延長）

(4) 税収の使途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の持つ公益的機能を持続的に發揮させ、県民の誰もが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現に向け、取組を実施。

○整備の必要性が高い森林の再生…人工林対策、里山林対策、森林病害虫被害対策

○森林資源の利用促進…住宅分野での県産材の利用拡大

○新たな森の守り手の育成…小規模林業経営や地域住民・森林保全活動団体の育成

○県民理解の促進…普及啓発、森林・林業体験への支援など

(5) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：令和 4 年 4 月 1 日）

(参考)

ひろしまの森づくり基金条例

平成18年12月26日条例第62号

(設置)

第1条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けていけるとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 法定外税に関すること

○ 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成14年広島県条例第26号）

1 趣 旨

産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、排出抑制、減量化、リサイクル、適正処理その他の循環型社会の形成に関する施策の推進を図ることを目的とするものである。

2 内 容

(1) 納税義務者

県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者

(2) 税率

産業廃棄物 1トンあたり 1,000円（1キログラムあたり 1円）

(3) 徴収・納入方法

最終処分業者（特別徴収義務者）が、排出事業者又は中間処理業者から税を徴収し、県へ申告納入する。

(4) 税収の使途

産業廃棄物抑制基金に積み立て、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

3 条例の施行日及び失効日

(1) 施行期日

平成15年4月1日

（最終改正の施行期日：令和4年10月6日）

(2) 失効

施行日から起算して25年を経過した日に効力を失う。

（令和4年9月議会において、5年間延長）

(参考1)

広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成15年3月14日広島県条例第2号

最終改正：平成24年10月10日条例第57号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため、広島県産業廃棄物抑制基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(参考2)

法定外税の実施状況(都道府県)

(1) 法定外普通税

令和7年1月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考		
北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う発電事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②37,750円/千kW(3ヶ月)	昭和63年9月1日施行		
石川						①100分の8.5 ②34,900円/千kW(3ヶ月)	平成4年10月8日施行		
静岡						①100分の8.5 ②29,500円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行		
新潟						①100分の4.5 ②52,330円/千kW(3ヶ月)	昭和59年11月15日施行		
鹿児島						①100分の8.5 ②60,060円/千kW(3ヶ月)	昭和58年6月1日施行		
宮城		①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力			①100分の8.5 ②22,300円/千kW(3ヶ月)(廃止措置中は11,150円/千kW(3ヶ月))	昭和58年6月21日施行		
島根						①100分の8.5 ②41,100円/千kW(3ヶ月)(発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW(3ヶ月))	昭和55年4月1日施行		
愛媛		①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			①100分の8.5 ②59,000円/千kW(3ヶ月)(廃止措置計画の認可後は29,500円/千kW(3ヶ月)) ③600円/kg	昭和54年1月16日施行		
佐賀						①100分の8.5 ②59,000円/千kW(3ヶ月)(廃止措置計画の認可日の翌月以降29,500円/千kW(3ヶ月)) ③750円/kg	昭和54年4月1日施行		
福井						①100分の8.5 ②51,200円/千kW(3ヶ月)(廃止措置中は2分の1) ③375円/kg(3ヶ月)	昭和51年11月10日施行		

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
青森	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の挿入 ④使用済燃料の貯蔵（中間貯蔵施設） ⑤使用済燃料の受入れ ⑥使用済燃料の貯蔵（再処理施設） ⑦廃棄物の埋設 ⑧廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の価額 ④使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑦廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 ⑧ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④使用済燃料貯蔵事業者 ⑤再処理事業者 ⑥再処理事業者 ⑦廃棄物埋設事業者 ⑧廃棄物管理事業者	申告納付	①36,500 円/kg ②38,250 円/千 kw (3 カ月) ③核燃料価額の 100 分の 8.5 ④620 円/kg ⑤19,400 円/kg ⑥1,300 円/kg （当分の間 8,300 円/kg） ⑦96,500 円/m ³ ⑧2,971,300 円/本	平成 3 年 9 月 28 日施行
茨城	核燃料等取扱税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の保管（原子炉施設） ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の保管（再処理施設） ⑥高放射性廃液の保管 ⑦ガラス固化体の保管 ⑧プルトニウムの保管 ⑨放射性廃棄物の発生 ⑩放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥高放射性廃液の数量 ⑦ガラス固化体の容器の数量 ⑧プルトニウムの重量 ⑨放射性廃棄物の容器の容量 ⑩放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥再処理事業者 ⑦再処理事業者 ⑧原子力事業者 ⑨原子力事業者 ⑩原子力事業者	申告納付	①34,000 円/千 kW (3 ケ月) ②核燃料価額の 100 分の 8.5 ③1,500 円/kg ④60,100 円/kg ⑤1,500 円/kg ⑥2,263,000 円/m ³ ⑦1,219,000 円/本 (420 本超過分は 1,401,000 円/本) ⑧5,100 円/kg ⑨106,000 円/m ³ ⑩5,100 円/m ³	昭和 53 年 10 月 18 日施行
沖縄	石油価格調整税	元売業者の揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの（元売業者）	申告納付	1,500 円/kl	【施行期日】 昭和 47 年 6 月 1 日

宮 城	再生可能エネルギー地域共生促進税	再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、バイオマスに限る。）ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される（地域との共生が図られている）場合等は除く。	総発電出力（再生可能エネルギー発電設備の再生可能エネルギー源ごとの定格出力の合計値）	再生可能エネルギー発電設備の所有者	普通徴収	① 太陽光発電設備：620円／kW ② 風力発電設備：2,470円／kW ③ バイオマス発電設備：1,050円／kW ただし、①、②については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備であって、かつ、当該設備に係る同法第3条第2項に規定する調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額が一定の価格以上の場合は、当該額に応じて別に定める税率。	令和6年4月1日施行
-----	------------------	---	--	-------------------	------	--	------------

(2) 法定外目的税

令和7年1月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
三重	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入:当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入:当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000 円/トン	【免税点】 年間搬入量 1,000 トン未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成 14 年 4 月 1 日
滋賀							【免税点】 年間搬入量 500 トン以下の場合 【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日
岡山	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000 円/トン	【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日
広島	産業廃棄物埋立税				特別徴収 ※申告納付	1,000 円/トン	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定めるもの 【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日
鳥取	産業廃棄物処分場税						※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【非課税・課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの(下水処理汚泥等) 【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日
青森	産業廃棄物税		・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者	特別徴収 (自社処分は申告納付)			【非課税】 県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合 【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
岩手	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000 円/トン	【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日
秋田						1,000 円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については 250 円/トン)	【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日
奈良						1,000 円/トン	【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日
山口						※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合	【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日
新潟					特別徴収 (自社処分は申告納付)	【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日	【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
京都						【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日	【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
宮城						【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日	【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
熊本						【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日	【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
島根	産業廃棄物減量税					【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日	【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日
福島	産業廃棄物税					1,000 円/トン 自社処分の場合は 1/2、年間搬入量 10,000 トン超の部分は 1/2	【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日
愛知	1,000 円/トン 自社処分の場合は 500 円/トン				【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日	【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日	
沖縄					1,000 円/トン	【課税免除】 ・最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合 ・公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入 【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日	

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000 円/トン	【施行期日】 平成 18 年 10 月 1 日
山形	産業廃棄物税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者			【施行期日】 平成 18 年 10 月 1 日
愛媛	資源循環促進税			特別徴収 (自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付)	1,000 円/トン (自社処分 : 500 円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は 750 円/トン)	【施行期日】 平成 19 年 4 月 1 日	
福岡	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	焼却施設 : 800 円/トン 最終処分場 : 1,000 円/トン	【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
佐賀							
長崎							
大分							
鹿児島							
宮崎							
東京	宿泊税	ホテル・旅館への宿泊	ホテル・旅館への宿泊数	ホテル・旅館の宿泊者	特別徴収	1 人 1 泊についての宿泊料が 1 万円以上 1 万 5 千円未満 : 100 円 1 万 5 千円以上 : 200 円	【免税点】 宿泊料金 1 人 1 泊 1 万円未満の宿泊 【施行期日】 平成 14 年 10 月 1 日
大阪		ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊者		1 人 1 泊についての宿泊料が 7 千円以上 1 万 5 千円未満 : 100 円 1 万 5 千円以上 2 万円未満 : 200 円 2 万円以上 : 300 円	【免税点】 宿泊料金 1 人 1 泊 7 千円未満の宿泊 【施行期日】 平成 29 年 1 月 1 日
福岡		一定の宿泊施設への宿泊行為	宿泊施設における宿泊数	宿泊施設における宿泊者		1 人 1 泊につき 200 円 ※宿泊に対して税を課す市町村内の宿泊施設への宿泊については、1 人 1 泊につき 100 円 ※上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内の宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は 1 人 1 泊につき 50 円	【施行期日】 令和 2 年 4 月 1 日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
岐阜	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為又は他人を入れ込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 (シャトルバス、路線バス等については月毎の申告納付)	○乗車定員が 30 人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000 円/回 ・一般乗合用バス 2,000 円/回 ○乗車定員が 11 人以下の自動車 1,500 円/回 ○乗車定員が 10 人以下の自動車 300 円/回	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日

4 税目別納期限等一覧表

令和7年4月1日現在

税目	賦課期日	納期	徴収方法
個人県民税	1月1日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了日の翌日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超える場合は、当該事業年度又は計算期間開始の日以後6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了日の翌日から2月以内 ロ 残余の財産確定の日の翌日から1月以内 (4) 地方税法第53条第31項に掲げる(均等割のみを課される)公共法人等 4月30日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月10日まで	特別徴収(申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月10日まで(源泉徴収選択口座内配当等について、特別徴収した日の属する年の翌年の1月10日まで)	特別徴収(申告納入)
県民税株式等譲渡所得割	なし	当年分を翌年1月10日まで(年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には、提出等があった日の属する月の翌月10日まで)	特別徴収(申告納入)
個人事業税	なし	第1期 8月15日から同月31日まで 第2期 10月15日から同月31日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 各事業年度又は計算期間終了日の翌日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超えるものは、当該事業年度又は計算期間開始の日から6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了日の翌日から2月以内 ロ 残余財産確定の日の翌日から1月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間、国(税務署)が、消費税の賦課徴収の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ、国(税関長)に納付	申告納付

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
不動産取得税	隨時	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付 普通徴収
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収（申告納入）
自動車税種別割	4 月 1 日	(1) 5 月 15 日から同月 31 日まで (2) 道路運送車両法第 7 条、第 12 条又は第 13 条の規定による登録申請があった自動車について、地方税法第 177 条の 11 第 3 項に規定する期間内に納税義務が発生した場合に限り、当該申請の日	普通徴収 証紙徴収
鉱区税	4 月 1 日	5 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
自動車税環境性能割	なし	(1) 新規登録検査または使用的届出がされる自動車の取得については、登録検査または届出の時 (2) 登録（届出）自動車に所有者の変更があった場合、使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については、当該事由のあつた日から 15 日以内 〔その日前に当該登録等を受けたときは、 当該登録等の日〕	申告納付（証紙）
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで 〔元売業者及び特約業者以外の者が、軽油を輸入する場合は、輸入の時まで〕	特別徴収（申告納入） 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収
産業廃棄物埋立税	なし	(1) 1 月 1 日から 3 月 31 日までの税額 4 月末日まで (2) 4 月 1 日から 6 月 30 日までの税額 7 月末日まで (3) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの税額 10 月末日まで (4) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの税額 翌年の 1 月末日まで	特別徴収（申告納入） 申告納付

5 令和6年度都道府県税決算(見込)額調

(出典元:地方行財政調査会「2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在)」)

(単位:千円、%)

都道府県名	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 率	
	税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	6年度	5年度
北海道	671,820,585	103.2	682,326,879	103.6	674,678,087	103.6	98.9	98.8
青森県	150,339,151	102.4	153,429,468	103.2	152,186,023	103.3	99.2	99.2
岩手県	130,763,000	101.5	132,901,181	101.6	131,417,054	101.6	98.9	98.9
宮城县	322,962,000	103.0	326,135,813	103.0	323,273,764	103.0	99.1	99.1
秋田県	100,832,717	103.2	102,161,895	103.7	101,117,720	103.7	99.0	99.0
山形県	116,300,000	99.5	117,887,380	99.5	116,658,078	99.4	99.0	99.1
福島県	249,778,244	99.5	253,753,674	99.5	250,236,621	99.5	98.6	98.5
茨城県	438,855,558	103.6	446,000,533	102.9	441,067,397	102.9	98.9	99.0
栃木県	270,000,000	103.8	273,460,305	104.0	271,115,775	104.2	99.1	99.0
群馬県	286,000,000	105.9	291,067,031	105.8	288,307,889	105.8	99.1	99.0
埼玉県	871,900,000	104.8	893,403,639	105.3	884,448,811	105.4	99.0	98.9
千葉県	1,331,137,947	104.6	1,345,744,434	104.5	1,334,496,104	104.6	99.2	99.1
東京都	5,537,002,225	111.0	5,529,364,732	110.9	5,491,279,577	110.9	99.3	99.3
神奈川県	1,418,210,922	104.4	1,441,047,741	104.9	1,428,646,158	105.0	99.1	99.1
新潟県	291,621,000	103.8	293,738,990	103.9	292,082,036	103.9	99.4	99.4
富山县	160,290,000	106.9	166,024,793	107.6	164,130,761	107.9	98.9	98.6
石川県	173,809,047	107.1	177,700,641	107.6	175,790,483	107.8	98.9	98.7
福井県	139,589,314	105.6	142,380,938	105.5	141,445,864	105.6	99.3	99.3
山梨県	106,103,380	105.8	108,078,616	106.5	107,321,812	106.6	99.3	99.2
長野県	253,442,046	101.8	255,420,380	101.4	253,733,920	101.4	99.3	99.4
岐阜県	270,200,000	104.1	275,387,801	102.7	271,788,328	102.9	98.7	98.5
静岡県	531,200,000	107.4	538,025,875	107.4	533,750,106	107.4	99.2	99.2
愛知県	1,472,300,000	112.1	1,508,584,799	112.9	1,496,822,961	113.0	99.2	99.1
三重県	300,858,000	104.0	310,222,256	104.5	307,448,543	104.5	99.1	99.1
滋賀県	193,422,400	105.6	196,008,866	104.1	193,504,240	104.1	98.7	98.6
京都府	305,816,000	104.3	309,927,854	104.2	307,855,106	104.6	99.3	99.0
大阪府	1,810,283,000	107.4	1,829,501,557	107.5	1,819,242,100	107.5	99.4	99.4
兵庫県	873,376,979	105.6	884,481,406	105.5	876,785,902	105.5	99.1	99.2
奈良県	133,480,000	104.9	137,504,374	106.1	135,801,242	106.3	98.8	98.6
和歌山县	98,928,500	96.3	101,562,980	96.9	100,758,478	96.9	99.2	99.2
鳥取県	58,883,090	101.4	59,794,299	102.4	59,296,653	102.4	99.2	99.1
島根県	83,255,485	101.6	84,320,907	101.3	83,768,446	101.1	99.3	99.5
岡山県	285,416,263	108.4	288,193,709	108.5	285,960,868	108.6	99.2	99.2
広島県	344,860,040	107.7	347,810,287	106.2	343,753,227	106.2	98.8	98.7
山口県	197,576,018	103.1	202,702,007	100.8	201,201,065	100.8	99.3	99.2
徳島県	85,000,000	101.2	88,051,249	101.3	87,292,859	101.2	99.1	99.3
香川県	132,811,011	101.6	137,977,108	103.0	136,821,304	103.0	99.2	99.2
愛媛県	181,100,000	105.5	183,765,641	106.4	182,902,178	106.5	99.5	99.4
高知県	70,219,759	102.5	70,647,222	103.0	70,047,951	102.9	99.2	99.2
福岡県	799,459,013	107.2	814,937,207	107.5	807,377,027	107.6	99.1	99.0
佐賀県	101,491,000	103.8	103,664,101	103.8	102,806,333	103.8	99.2	99.1
長崎県	133,128,793	99.0	134,485,734	98.9	133,374,669	99.0	99.2	99.1
熊本県	161,924,841	98.3	167,655,067	97.8	165,991,502	97.9	99.0	98.9
大分県	144,500,000	99.0	146,840,778	99.8	145,994,997	99.8	99.4	99.4
宮崎県	111,760,000	102.4	113,147,707	101.6	112,023,485	101.6	99.0	99.0
鹿児島県	167,549,460	103.6	170,503,276	103.5	169,046,512	103.6	99.1	99.1
沖縄県	161,539,570	106.6	166,057,563	107.1	163,869,271	107.1	98.7	98.7
合 計	22,231,096,358	106.7	22,503,790,693	106.7	22,318,719,287	106.8	99.2	99.1

(注) 予算額は最終予算額である。

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	個人県民税(均等割・所得割)			個人県民税(配当割)			個人県民税(株式等譲渡所得割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	135,884,710	132,222,981	97.3	4,811,376	4,811,376	100.0	7,414,461	7,414,461	100.0	
青森県	32,585,643	31,567,460	96.9	946,177	946,177	100.0	1,156,858	1,156,858	100.0	
岩手県	34,394,750	33,533,770	97.5	913,545	913,545	100.0	1,253,965	1,253,965	100.0	
宮城县	58,877,081	56,876,866	96.6	3,197,811	3,197,811	100.0	4,263,560	4,263,560	100.0	
秋田県	24,883,396	24,243,058	97.4	708,462	708,462	100.0	1,097,564	1,097,564	100.0	
山形県	30,715,812	29,710,859	96.7	1,030,682	1,030,682	100.0	1,478,577	1,478,577	100.0	
福島県	59,149,001	56,984,042	96.3	2,431,777	2,431,777	100.0	3,137,238	3,137,238	100.0	
茨城県	108,834,225	105,373,363	96.8	5,921,896	5,921,896	100.0	8,174,439	8,174,439	100.0	
栃木県	71,695,775	69,725,540	97.3	3,626,768	3,626,768	100.0	5,148,384	5,148,384	100.0	
群馬県	68,739,343	66,810,811	97.2	3,781,443	3,781,443	100.0	5,106,478	5,106,478	100.0	
埼玉県	283,312,737	276,466,882	97.6	17,543,371	17,543,371	100.0	25,210,475	25,210,475	100.0	
千葉県	267,779,981	258,923,459	96.7	16,757,812	16,757,812	100.0	25,120,704	25,120,704	100.0	
東京都	1,011,560,175	988,219,981	97.7	72,285,110	72,285,167	100.0	105,535,211	105,535,217	100.0	
神奈川県	321,403,604	313,833,814	97.6	31,593,377	31,593,379	100.0	45,349,021	45,349,021	100.0	
新潟県	52,920,185	51,762,403	97.8	3,781,821	3,781,821	100.0	4,705,304	4,705,304	100.0	
富山県	37,554,065	36,294,774	96.6	2,439,671	2,439,671	100.0	3,137,833	3,137,833	100.0	
石川県	40,697,563	39,526,681	97.1	1,918,550	1,918,550	100.0	2,918,572	2,918,572	100.0	
福井県	26,928,782	26,246,224	97.5	1,755,963	1,755,963	100.0	2,338,127	2,338,127	100.0	
山梨県	29,157,680	28,601,340	98.1	1,547,099	1,547,099	100.0	2,144,804	2,144,804	100.0	
長野県	70,946,478	69,675,422	98.2	3,569,037	3,569,037	100.0	4,753,089	4,753,089	100.0	
岐阜県	71,399,552	68,691,985	96.2	4,473,059	4,473,059	100.0	5,745,287	5,745,287	100.0	
静岡県	111,500,053	108,534,808	97.3	8,772,720	8,772,720	100.0	15,122,963	15,122,963	100.0	
愛知県	287,323,077	278,983,836	97.1	26,578,118	26,578,118	100.0	35,286,743	35,286,743	100.0	
三重県	65,554,229	63,619,461	97.0	4,872,907	4,872,907	100.0	6,742,451	6,742,451	100.0	
滋賀県	53,380,613	51,857,239	97.1	3,457,469	3,457,469	100.0	4,277,186	4,277,186	100.0	
京都府	68,057,308	67,060,764	98.5	7,923,228	7,923,228	100.0	9,848,706	9,848,706	100.0	
大阪府	278,608,739	271,879,229	97.6	28,111,709	28,111,709	100.0	37,009,077	37,009,077	100.0	
兵庫県	190,687,474	185,869,697	97.5	19,615,127	19,615,127	100.0	25,860,800	25,860,800	100.0	
奈良県	47,523,443	46,445,636	97.7	5,511,086	5,511,086	100.0	7,230,460	7,230,460	100.0	
和歌山县	27,505,108	26,863,422	97.7	2,653,135	2,653,135	100.0	3,122,538	3,122,538	100.0	
鳥取県	15,520,916	15,181,506	97.8	979,931	979,931	100.0	1,281,610	1,281,610	100.0	
島根県	19,559,960	19,203,589	98.2	954,763	954,763	100.0	1,192,741	1,192,741	100.0	
岡山県	49,449,402	48,033,081	97.1	4,460,811	4,460,811	100.0	5,653,536	5,653,536	100.0	
広島県	78,638,400	76,627,641	97.4	6,110,198	6,110,198	100.0	7,904,172	7,904,172	100.0	
山口県	43,006,803	41,954,650	97.6	2,646,549	2,646,549	100.0	3,613,833	3,613,833	100.0	
徳島県	22,382,289	21,824,968	97.5	2,393,907	2,393,907	100.0	3,151,845	3,151,845	100.0	
香川県	31,370,691	30,554,195	97.4	2,549,728	2,549,728	100.0	3,323,449	3,323,449	100.0	
愛媛県	39,458,776	38,903,318	98.6	2,292,005	2,292,005	100.0	3,403,510	3,403,510	100.0	
高知県	19,583,979	19,253,947	98.3	1,091,819	1,091,819	100.0	1,323,287	1,323,287	100.0	
福岡県	132,184,991	127,673,402	96.6	9,047,841	9,047,841	100.0	12,701,471	12,701,471	100.0	
佐賀県	23,681,996	23,139,310	97.7	996,063	996,063	100.0	1,207,918	1,207,918	100.0	
長崎県	36,917,660	36,017,540	97.6	1,424,787	1,424,787	100.0	2,140,242	2,140,242	100.0	
熊本県	39,034,362	37,977,673	97.3	1,981,457	1,981,457	100.0	2,720,352	2,720,352	100.0	
大分県	32,773,335	32,224,150	98.3	1,471,883	1,471,883	100.0	1,731,514	1,731,514	100.0	
宮崎県	29,271,140	28,540,527	97.5	1,249,355	1,249,355	100.0	1,286,939	1,286,939	100.0	
鹿児島県	42,702,404	41,648,870	97.5	1,409,362	1,409,362	100.0	1,938,414	1,938,414	100.0	
沖縄県	43,144,145	41,586,168	96.4	883,805	883,805	100.0	1,516,897	1,516,897	100.0	
合計	4,668,241,831	4,546,750,342	97.4	334,474,570	334,474,629	100.0	465,782,605	465,782,611	100.0	

(単位:千円、%)

税目 都道府県名	法人県民税			利子割			個人事業税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	13,900,835	13,752,261	98.9	819,645	819,645	100.0	6,296,790	5,885,075	93.5
青森県	2,623,977	2,613,984	99.6	163,210	163,210	100.0	1,111,382	1,078,841	97.1
岩手県	3,302,244	3,289,996	99.6	147,212	147,212	100.0	1,313,117	1,256,359	95.7
宮城县	9,289,464	9,239,467	99.5	347,405	347,405	100.0	3,594,502	3,432,950	95.5
秋田県	2,327,882	2,321,732	99.7	113,001	113,001	100.0	940,119	919,161	97.8
山形県	2,574,015	2,559,225	99.4	131,782	131,782	100.0	1,257,733	1,219,069	96.9
福島県	5,777,693	5,719,927	99.0	282,645	282,645	100.0	2,118,417	1,992,106	94.0
茨城県	10,213,754	10,131,312	99.2	494,584	494,584	100.0	4,000,791	3,856,568	96.4
栃木県	6,724,095	6,700,297	99.6	308,955	308,955	100.0	2,610,900	2,568,698	98.4
群馬県	8,611,440	8,596,995	99.8	326,158	326,158	100.0	2,681,281	2,619,083	97.7
埼玉県	18,242,139	18,155,368	99.5	1,469,540	1,469,540	100.0	16,466,538	16,149,154	98.1
千葉県	16,918,598	16,754,857	99.0	1,404,676	1,404,676	100.0	10,149,473	9,964,280	98.2
東京都	186,133,650	184,607,721	99.2	16,053,524	16,035,627	99.9	62,132,261	60,890,809	98.0
神奈川県	30,373,486	30,230,136	99.5	2,168,545	2,168,549	100.0	21,522,137	21,036,022	97.7
新潟県	6,315,004	6,292,820	99.6	329,469	329,469	100.0	2,618,076	2,561,788	97.9
富山県	3,910,872	3,893,127	99.5	215,848	215,848	100.0	1,511,171	1,431,446	94.7
石川県	4,516,751	4,490,839	99.4	167,428	167,428	100.0	1,913,344	1,776,647	92.9
福井県	2,862,286	2,851,705	99.6	141,842	141,842	100.0	1,261,496	1,225,296	97.1
山梨県	2,836,106	2,820,699	99.5	134,343	134,343	100.0	1,406,881	1,369,268	97.3
長野県	6,571,959	6,553,539	99.7	342,674	342,674	100.0	2,669,915	2,619,421	98.1
岐阜県	6,162,892	6,111,766	99.2	362,597	362,597	100.0	3,327,423	3,154,379	94.8
静岡県	10,222,521	10,183,590	99.6	705,100	705,100	100.0	6,675,393	6,504,918	97.4
愛知県	55,504,578	55,419,563	99.8	1,907,007	1,907,007	100.0	15,908,203	15,492,746	97.4
三重県	6,318,472	6,299,929	99.7	332,233	332,233	100.0	2,848,671	2,771,835	97.3
滋賀県	5,518,636	5,499,344	99.7	289,517	289,517	100.0	1,952,014	1,900,478	97.4
京都府	10,189,164	10,124,545	99.4	530,589	530,589	100.0	4,787,666	4,640,296	96.9
大阪府	54,892,282	54,765,656	99.8	3,381,846	3,381,846	100.0	18,451,074	17,772,146	96.3
兵庫県	16,889,561	16,819,379	99.6	1,502,266	1,494,782	99.5	8,645,132	8,394,881	97.1
奈良県	2,692,509	2,670,147	99.2	310,352	310,352	100.0	1,677,657	1,665,623	99.3
和歌山县	2,349,414	2,344,108	99.8	172,038	172,038	100.0	1,253,248	1,246,340	99.4
鳥取県	1,440,391	1,438,267	99.9	95,497	95,497	100.0	593,678	563,771	95.0
島根県	1,976,225	1,969,238	99.6	159,118	159,118	100.0	837,196	797,637	95.3
岡山県	6,312,702	6,279,688	99.5	358,908	358,908	100.0	2,273,824	2,181,350	95.9
広島県	10,752,641	10,690,419	99.4	485,646	485,646	100.0	4,507,689	4,332,555	96.1
山口県	4,267,654	4,255,142	99.7	314,168	314,168	100.0	1,828,345	1,764,025	96.5
徳島県	2,257,209	2,250,312	99.7	154,463	154,463	100.0	684,082	674,480	98.6
香川県	3,798,674	3,778,928	99.5	233,667	233,667	100.0	1,064,943	1,037,292	97.4
愛媛県	4,497,162	4,477,849	99.6	250,425	250,425	100.0	1,491,812	1,446,730	97.0
高知県	1,562,284	1,544,736	98.9	166,538	166,538	100.0	937,760	893,256	95.3
福岡県	18,622,753	18,453,271	99.1	785,598	785,598	100.0	8,849,535	8,433,764	95.3
佐賀県	2,339,103	2,332,763	99.7	107,549	107,549	100.0	1,143,187	1,125,690	98.5
長崎県	3,059,803	3,044,410	99.5	206,357	206,357	100.0	1,576,422	1,532,613	97.2
熊本県	4,755,690	4,729,457	99.4	217,150	217,150	100.0	2,026,945	1,950,827	96.2
大分県	3,102,051	3,083,986	99.4	161,926	161,926	100.0	1,260,260	1,213,377	96.3
宮崎県	2,433,906	2,421,959	99.5	112,100	112,100	100.0	1,270,888	1,244,813	97.9
鹿児島県	3,762,495	3,743,547	99.5	197,628	197,628	100.0	1,653,034	1,601,780	96.9
沖縄県	3,827,407	3,793,200	99.1	115,410	115,410	100.0	2,491,218	2,391,138	96.0
合計	593,534,429	590,101,206	99.4	39,178,178	39,152,801	99.9	247,593,624	240,580,782	97.2

(単位:千円、%)

都道府県名	法人事業税			地方消費税譲渡割			地方消費税貨物割		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	157,835,283	157,179,884	99.6	146,785,130	146,785,130	100.0	41,231,440	41,231,440	100.0
青森県	29,247,241	29,201,911	99.8	23,812,644	23,812,644	100.0	3,021,355	3,021,355	100.0
岩手県	30,384,974	30,346,390	99.9	24,903,138	24,903,138	100.0	263,701	263,701	100.0
宮城县	93,903,078	93,634,714	99.7	59,473,852	59,473,852	100.0	21,731,081	21,731,081	100.0
秋田県	24,250,747	24,210,283	99.8	20,868,087	20,868,087	100.0	1,191,058	1,191,058	100.0
山形県	25,443,535	25,393,997	99.8	25,345,202	25,345,202	100.0	1,209,065	1,209,065	100.0
福島県	65,824,026	65,415,568	99.4	48,455,698	48,455,698	100.0	3,372,702	3,372,702	100.0
茨城県	110,106,659	109,720,429	99.6	66,116,418	66,116,418	100.0	32,580,120	32,580,120	100.0
栃木県	71,901,587	71,761,968	99.8	43,463,830	43,463,830	100.0	589,947	589,947	100.0
群馬県	79,753,801	79,630,991	99.8	57,066,316	57,066,316	100.0	359,532	359,532	100.0
埼玉県	194,408,501	193,767,841	99.7	159,784,356	159,784,356	100.0	1,024,398	1,024,398	100.0
千葉県	183,098,437	182,325,265	99.6	126,603,865	126,603,865	100.0	543,085,077	543,085,077	100.0
東京都	1,649,359,557	1,640,146,913	99.4	1,821,319,945	1,821,319,945	100.0	324,331,239	324,331,239	100.0
神奈川県	346,812,689	346,105,476	99.8	220,787,113	220,787,113	100.0	231,645,045	231,645,045	100.0
新潟県	75,827,391	75,661,964	99.8	61,589,338	61,589,338	100.0	19,528,298	19,528,298	100.0
富山県	41,366,309	41,311,359	99.9	38,751,925	38,751,925	100.0	4,575,430	4,575,430	100.0
石川県	47,709,502	47,608,226	99.8	39,058,782	39,058,782	100.0	3,199,690	3,199,690	100.0
福井県	40,709,234	40,647,913	99.8	26,768,529	26,768,529	100.0	1,903,755	1,903,755	100.0
山梨県	30,232,605	30,158,754	99.8	15,862,216	15,862,216	100.0	22,945	22,945	100.0
長野県	69,809,336	69,747,880	99.9	37,587,337	37,587,337	100.0	385,932	385,932	100.0
岐阜県	63,927,880	63,713,896	99.7	59,753,432	59,753,432	100.0	280,006	280,006	100.0
静岡県	160,147,456	159,943,506	99.9	85,725,736	85,725,736	100.0	25,665,195	25,665,195	100.0
愛知県	518,788,345	518,720,803	100.0	168,318,079	168,318,079	100.0	169,434,536	169,434,536	100.0
三重県	73,293,160	73,221,931	99.9	40,877,381	40,877,381	100.0	50,090,857	50,090,857	100.0
滋賀県	58,140,824	58,040,755	99.8	28,851,945	28,851,945	100.0	199,385	199,385	100.0
京都府	106,096,895	106,143,064	100.0	44,973,440	44,973,440	100.0	300,461	300,461	100.0
大阪府	501,130,434	501,397,351	100.1	436,285,781	436,285,781	100.0	278,078,765	278,078,765	100.0
兵庫県	191,284,174	190,837,104	99.8	124,901,901	124,901,901	100.0	170,778,640	170,778,640	100.0
奈良県	25,294,067	25,124,673	99.3	19,661,691	19,661,691	100.0	10,919	10,919	100.0
和歌山县	22,359,554	22,345,083	99.9	19,800,455	19,800,455	100.0	1,359,882	1,359,882	100.0
鳥取県	14,681,239	14,657,114	99.8	11,027,654	11,027,654	100.0	493,918	493,918	100.0
島根県	22,393,633	22,357,778	99.8	17,827,434	17,827,434	100.0	2,616,898	2,616,898	100.0
岡山県	67,527,855	67,347,780	99.7	54,570,749	54,570,749	100.0	42,914,021	42,914,021	100.0
広島県	111,586,855	111,107,059	99.6	44,891,728	44,891,728	100.0	10,962,506	10,962,506	100.0
山口県	47,130,964	47,050,492	99.8	32,115,278	32,115,278	100.0	31,065,661	31,065,661	100.0
徳島県	22,555,850	22,471,321	99.6	13,414,359	13,414,359	100.0	2,651,826	2,651,826	100.0
香川県	35,009,214	34,859,866	99.6	27,771,953	27,771,953	100.0	6,497,887	6,497,887	100.0
愛媛県	50,277,815	50,169,729	99.8	30,190,683	30,190,683	100.0	18,273,308	18,273,308	100.0
高知県	15,345,554	15,180,001	98.9	15,374,348	15,374,348	100.0	604,063	604,063	100.0
福岡県	199,059,057	197,908,590	99.4	175,686,275	175,686,275	100.0	123,676,567	123,676,567	100.0
佐賀県	25,225,261	25,208,290	99.9	18,670,707	18,670,707	100.0	2,003,649	2,003,649	100.0
長崎県	29,298,084	29,230,846	99.8	25,317,419	25,317,419	100.0	9,184,839	9,184,839	100.0
熊本県	48,268,851	48,088,265	99.6	21,362,277	21,362,277	100.0	743,605	743,605	100.0
大分県	31,735,132	31,604,152	99.6	27,187,670	27,187,670	100.0	18,495,936	18,495,936	100.0
宮崎県	25,399,122	25,290,566	99.6	23,209,702	23,209,702	100.0	823,474	823,474	100.0
鹿児島県	37,831,993	37,753,925	99.8	33,774,119	33,774,119	100.0	5,985,398	5,985,398	100.0
沖縄県	40,418,173	40,229,476	99.5	34,823,682	34,823,682	100.0	5,072,498	5,072,498	100.0
合計	5,912,191,932	5,893,981,142	99.7	4,700,769,599	4,700,769,599	100.0	2,213,516,509	2,213,516,509	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	不動産取得税			県たばこ税			ゴルフ場利用税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	19,600,900	18,981,893	96.8	7,673,593	7,673,593	100.0	1,532,982	1,528,177	99.7
青森県	2,193,729	2,175,055	99.1	1,738,309	1,738,309	100.0	141,564	141,564	100.0
岩手県	2,599,447	2,552,323	98.2	1,476,799	1,476,799	100.0	264,557	264,557	100.0
宮城县	8,476,522	8,383,629	98.9	2,945,701	2,945,701	100.0	678,728	675,345	99.5
秋田県	1,492,124	1,396,637	93.6	1,147,915	1,147,915	100.0	136,508	136,508	100.0
山形県	2,008,200	1,947,389	97.0	1,156,903	1,156,903	100.0	103,815	103,815	100.0
福島県	4,129,973	4,006,558	97.0	2,519,034	2,519,034	100.0	516,777	508,910	98.5
茨城県	6,602,160	6,475,953	98.1	3,767,150	3,767,150	100.0	2,642,881	2,642,881	100.0
栃木県	5,484,548	5,424,806	98.9	2,415,478	2,415,478	100.0	2,210,052	2,195,140	99.3
群馬県	7,411,368	7,367,818	99.4	2,346,138	2,346,138	100.0	1,055,189	1,055,189	100.0
埼玉県	21,353,480	20,928,964	98.0	8,176,354	8,176,354	100.0	2,252,917	2,252,917	100.0
千葉県	22,594,442	22,083,511	97.7	7,184,035	7,184,035	100.0	4,395,713	4,395,713	100.0
東京都	101,762,603	100,737,871	99.0	17,093,806	17,093,517	100.0	641,232	641,232	100.0
神奈川県	37,409,211	36,056,749	96.4	9,712,712	9,712,712	100.0	1,641,845	1,641,845	100.0
新潟県	4,435,913	4,292,590	96.8	2,440,277	2,440,277	100.0	443,648	443,648	100.0
富山县	2,557,487	2,494,814	97.5	1,135,510	1,135,510	100.0	263,371	263,371	100.0
石川県	3,413,526	3,252,974	95.3	1,305,273	1,305,273	100.0	451,691	450,195	99.7
福井県	1,777,161	1,766,877	99.4	854,741	854,741	100.0	207,666	207,666	100.0
山梨県	1,969,667	1,944,762	98.7	1,030,665	1,030,665	100.0	792,394	792,394	100.0
長野県	5,486,541	5,433,045	99.0	2,205,697	2,205,697	100.0	780,506	780,506	100.0
岐阜県	5,458,137	5,397,278	98.9	2,072,477	2,072,477	100.0	1,578,524	1,578,524	100.0
静岡県	11,836,825	11,657,743	98.5	4,069,244	4,069,244	100.0	2,465,842	2,465,598	100.0
愛知県	29,818,893	29,224,532	98.0	8,301,094	8,301,094	100.0	1,366,447	1,366,447	100.0
三重県	5,054,664	5,022,225	99.4	2,018,055	2,018,055	100.0	1,603,115	1,603,115	100.0
滋賀県	4,651,639	4,105,111	88.3	1,500,583	1,500,583	100.0	1,013,911	1,013,911	100.0
京都府	11,626,903	11,179,237	96.1	2,610,263	2,610,233	100.0	726,212	726,212	100.0
大阪府	40,758,984	38,704,814	95.0	12,001,060	12,000,777	100.0	1,416,033	1,414,122	99.9
兵庫県	18,007,014	17,769,943	98.7	5,574,935	5,574,913	100.0	3,435,034	3,435,034	100.0
奈良県	2,203,477	2,154,186	97.8	1,252,394	1,252,374	100.0	809,378	809,378	100.0
和歌山县	1,780,240	1,730,247	97.2	1,112,135	1,112,135	100.0	297,429	297,429	100.0
鳥取県	894,879	845,929	94.5	605,381	605,381	100.0	91,037	89,600	98.4
島根県	1,090,848	1,058,510	97.0	667,189	667,183	100.0	82,689	82,689	100.0
岡山県	4,278,672	4,205,117	98.3	2,125,912	2,125,810	100.0	619,922	617,721	99.6
広島県	8,590,075	7,937,873	92.4	3,036,555	3,036,555	100.0	660,092	660,023	100.0
山口県	3,104,059	3,073,084	99.0	1,481,928	1,481,928	100.0	439,347	439,347	100.0
徳島県	1,334,093	1,314,271	98.5	820,192	820,192	100.0	234,432	234,432	100.0
香川県	2,119,094	2,068,222	97.6	1,098,384	1,098,384	100.0	335,453	335,453	100.0
愛媛県	3,470,410	3,418,966	98.5	1,483,690	1,483,662	100.0	338,355	338,355	100.0
高知県	1,313,978	1,308,600	99.6	844,316	844,316	100.0	218,111	218,111	100.0
福岡県	19,529,308	19,122,925	97.9	6,611,072	6,611,072	100.0	1,064,907	1,064,907	100.0
佐賀県	2,400,583	2,356,786	98.2	1,065,107	1,065,107	100.0	298,260	298,260	100.0
長崎県	3,044,178	2,997,917	98.5	1,591,126	1,591,126	100.0	292,236	292,236	100.0
熊本県	5,407,483	5,298,343	98.0	2,144,217	2,144,217	100.0	614,803	614,803	100.0
大分県	2,919,093	2,901,435	99.4	1,374,731	1,374,731	100.0	330,652	330,652	100.0
宮崎県	2,779,006	2,753,118	99.1	1,372,112	1,372,112	100.0	392,917	392,917	100.0
鹿児島県	4,356,907	4,212,173	96.7	1,905,585	1,905,585	100.0	398,427	398,427	100.0
沖縄県	5,248,502	5,061,998	96.4	2,069,392	2,069,392	100.0	866,950	866,950	100.0
合計	465,836,945	454,584,801	97.6	149,135,218	149,134,438	100.0	43,144,551	43,106,226	99.9

(単位:千円、%)

都道府県名	軽油引取税			自動車税(～2019.9)			自動車税(環境性能割)		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	54,917,280	53,341,082	97.1	84,060	5,704	6.8	7,710,677	7,708,652	100.0
青森県	12,554,705	12,517,058	99.7	8,423	2,133	25.3	1,440,588	1,440,560	100.0
岩手県	13,304,030	12,900,620	97.0	6,853	399	5.8	1,284,991	1,284,991	100.0
宮城县	22,761,051	22,648,289	99.5	0	0	0.0	2,770,488	2,770,488	100.0
秋田県	8,853,630	8,623,932	97.4	837	32	3.8	1,113,644	1,113,644	100.0
山形県	8,535,024	8,524,470	99.9	4,080	858	21.0	1,270,504	1,270,504	100.0
福島県	22,025,147	21,717,653	98.6	92,567	10,791	11.7	2,090,904	2,090,904	100.0
茨城県	32,021,265	31,767,629	99.2	0	0	0.0	3,783,176	3,783,176	100.0
栃木県	20,477,541	20,475,840	99.9	6,085	205	3.4	2,619,185	2,619,185	100.0
群馬県	17,386,900	16,912,370	97.3	12,852	351	2.7	3,195,813	3,195,813	100.0
埼玉県	51,718,729	51,468,356	99.5	3,706	370	10.0	9,054,322	9,054,322	100.0
千葉県	39,336,368	39,121,063	99.5	101,884	13,915	13.7	7,729,997	7,723,162	99.9
東京都	37,700,306	36,507,194	96.8	0	0	0.0	17,423,362	17,426,641	100.0
神奈川県	41,033,368	39,464,811	96.2	70,439	6,465	9.2	11,372,423	11,373,808	100.0
新潟県	21,482,048	21,416,806	99.7	5,657	957	16.9	2,478,845	2,478,845	100.0
富山县	10,927,734	10,576,099	96.8	8,654	678	7.8	1,336,810	1,336,810	100.0
石川県	10,655,462	10,554,752	99.1	0	0	0.0	1,661,104	1,661,784	100.0
福井県	7,030,029	6,948,316	98.8	12,994	2,613	20.1	1,137,110	1,137,110	100.0
山梨県	7,079,399	7,079,399	100.0	3,637	462	12.7	1,064,863	1,064,863	100.0
長野県	17,037,000	16,912,833	99.3	22,982	3,251	14.1	2,717,739	2,717,739	100.0
岐阜県	16,805,471	16,707,600	99.4	59,786	10,972	18.4	3,109,266	3,109,212	100.0
静岡県	36,930,075	36,440,872	98.7	0	0	0.0	4,998,030	4,998,030	100.0
愛知県	59,883,361	58,228,427	97.2	57,608	3,865	6.7	14,239,863	14,239,593	100.0
三重県	20,551,596	19,987,981	97.3	0	0	0.0	2,782,583	2,782,583	100.0
滋賀県	12,562,804	12,422,942	98.9	15,410	2,274	14.8	1,988,242	1,988,242	100.0
京都府	14,386,408	14,170,753	98.5	30,629	5,270	17.2	3,213,546	3,214,635	100.0
大阪府	47,544,683	47,328,635	99.5	22,410	1,592	7.1	10,686,148	10,685,889	100.0
兵庫県	39,453,172	38,029,734	96.4	39,858	2,933	7.4	7,402,886	7,402,886	100.0
奈良県	6,876,339	6,605,306	96.1	10,742	2,661	24.8	1,596,595	1,596,595	100.0
和歌山县	5,973,118	5,914,899	99.0	0	0	0.0	1,027,891	1,027,891	100.0
鳥取県	4,600,159	4,559,229	99.1	476	89	18.7	635,033	634,957	100.0
島根県	4,752,770	4,701,474	98.9	3,193	240	7.5	697,613	697,613	100.0
岡山県	19,549,080	19,218,069	98.3	3,128	59	1.9	2,274,005	2,274,005	100.0
広島県	22,915,442	22,367,797	97.6	6,305	191	3.0	3,515,041	3,515,041	100.0
山口県	12,596,337	12,364,851	98.2	1,872	339	18.1	1,654,091	1,654,091	100.0
徳島県	5,417,087	5,377,328	99.3	7,236	1,400	19.3	768,168	768,168	100.0
香川県	8,928,569	8,913,845	99.8	0	0	0.0	1,040,205	1,040,205	100.0
愛媛県	9,521,219	9,519,440	100.0	9,770	475	4.9	1,318,745	1,318,745	100.0
高知県	4,156,002	4,142,239	99.7	6,026	1,114	18.5	606,111	606,111	100.0
福岡県	37,762,869	37,153,944	98.4	12,950	1,483	11.5	6,573,771	6,573,771	100.0
佐賀県	8,995,995	8,789,389	97.7	0	0	0.0	803,480	803,480	100.0
長崎県	6,607,785	6,594,980	99.8	0	0	0.0	1,020,594	1,020,594	100.0
熊本県	14,175,765	14,074,574	99.3	8,547	785	9.2	1,857,799	1,857,799	100.0
大分県	8,721,896	8,676,198	99.5	5,539	762	13.8	1,193,133	1,193,133	100.0
宮崎県	8,728,201	8,528,918	97.7	0	0	0.0	1,017,100	1,017,100	100.0
鹿児島県	12,410,928	12,405,589	100.0	0	0	0.0	1,318,873	1,318,873	100.0
沖縄県	7,207,203	7,207,203	100.0	13,111	2,560	19.5	1,049,981	1,050,091	100.0
合計	914,851,350	899,910,788	98.4	760,306	88,248	11.6	161,645,338	161,642,334	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	自動車税(種別割)			鉱区税			固定資産税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	74,093,095	73,602,769	99.3	32,381	32,381	100.0	0	0	0.0
青森県	15,921,571	15,846,812	99.5	2,007	2,007	100.0	659,803	659,803	100.0
岩手県	16,984,592	16,926,023	99.7	16,183	16,183	100.0	0	0	0.0
宮城县	32,272,397	32,099,514	99.5	2,498	2,498	100.0	0	0	0.0
秋田県	12,789,828	12,780,282	99.9	8,430	8,430	100.0	0	0	0.0
山形県	15,463,354	15,416,584	99.7	2,164	2,164	100.0	0	0	0.0
福島県	29,548,771	29,309,764	99.2	10,373	10,373	100.0	1,768,565	1,768,565	100.0
茨城県	49,382,826	48,903,290	99.0	3,547	3,547	100.0	0	0	0.0
栃木県	34,148,223	34,061,782	99.7	7,751	7,751	100.0	0	0	0.0
群馬県	33,214,667	33,114,091	99.7	2,156	2,156	100.0	0	0	0.0
埼玉県	83,357,415	82,971,482	99.5	5,203	5,203	100.0	0	0	0.0
千葉県	73,414,800	72,966,138	99.4	40,163	40,163	100.0	0	0	0.0
東京都	99,656,299	99,124,625	99.5	2,401	2,263	94.3	0	0	0.0
神奈川県	88,137,660	87,626,148	99.4	0	0	0.0	0	0	0.0
新潟県	29,902,111	29,860,103	99.9	31,849	31,849	100.0	0	0	0.0
富山県	16,326,033	16,266,228	99.6	824	592	71.8	0	0	0.0
石川県	17,332,497	17,119,814	98.8	1,442	812	56.3	0	0	0.0
福井県	11,848,166	11,806,130	99.6	1,504	1,504	100.0	2,105,296	2,105,296	100.0
山梨県	12,782,290	12,736,777	99.6	199	199	100.0	0	0	0.0
長野県	30,518,807	30,431,185	99.7	2,545	2,527	99.3	0	0	0.0
岐阜県	30,798,947	30,587,944	99.3	14,416	14,416	100.0	0	0	0.0
静岡県	51,910,934	51,682,295	99.6	3,799	3,799	100.0	0	0	0.0
愛知県	113,765,853	113,214,578	99.5	1,892	1,892	100.0	1,314,627	1,314,627	100.0
三重県	26,537,803	26,462,182	99.7	3,485	3,485	100.0	0	0	0.0
滋賀県	18,139,414	18,028,585	99.4	6,267	6,267	100.0	0	0	0.0
京都府	24,507,870	24,285,107	99.1	520	520	100.0	0	0	0.0
大阪府	77,416,573	77,088,650	99.6	40	40	100.0	0	0	0.0
兵庫県	60,363,430	59,958,173	99.3	5,472	5,445	99.5	0	0	0.0
奈良県	14,687,224	14,594,115	99.4	680	680	100.0	0	0	0.0
和歌山县	10,784,063	10,756,144	99.7	91	91	100.0	0	0	0.0
鳥取県	6,841,495	6,831,195	99.8	732	732	100.0	0	0	0.0
島根県	7,864,849	7,837,753	99.7	1,169	1,169	100.0	0	0	0.0
岡山県	25,251,799	25,150,780	99.6	10,294	10,294	100.0	0	0	0.0
広島県	32,626,789	32,503,697	99.6	4,382	4,355	99.4	0	0	0.0
山口県	17,256,026	17,228,535	99.8	8,273	8,273	100.0	0	0	0.0
徳島県	9,811,869	9,777,246	99.6	1,355	1,355	100.0	0	0	0.0
香川県	12,831,230	12,754,263	99.4	12	12	100.0	0	0	0.0
愛媛県	15,325,545	15,252,916	99.5	3,104	2,755	88.8	0	0	0.0
高知県	7,489,615	7,472,034	99.8	6,589	6,589	100.0	0	0	0.0
福岡県	60,670,393	60,387,696	99.5	4,981	4,959	99.6	0	0	0.0
佐賀県	10,380,669	10,356,798	99.8	231	231	100.0	190,748	190,748	100.0
長崎県	12,656,069	12,630,630	99.8	3,649	3,649	100.0	0	0	0.0
熊本県	22,200,407	22,094,561	99.5	11,049	11,049	100.0	0	0	0.0
大分県	13,991,756	13,959,221	99.8	12,506	12,506	100.0	0	0	0.0
宮崎県	13,435,877	13,414,054	99.8	7,582	7,545	99.5	0	0	0.0
鹿児島県	18,004,104	17,899,536	99.4	16,575	16,255	98.1	0	0	0.0
沖縄県	16,271,614	16,161,246	99.3	6,791	6,773	99.7	0	0	0.0
合計	1,508,917,619	1,501,339,475	99.5	309,556	307,738	99.4	6,039,039	6,039,039	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	法定外普通税			狩獵税			法定外目的税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	899,960	899,960	100.0	50,800	50,800	100.0	751,289	750,783	99.9
青森県	24,004,185	24,004,185	100.0	3,756	3,756	100.0	92,341	92,341	100.0
岩手県	0	0	0.0	13,694	13,694	100.0	73,389	73,389	100.0
宮城县	1,127,737	1,127,737	100.0	9,300	9,300	100.0	413,557	413,557	100.0
秋田県	0	0	0.0	1,823	1,823	100.0	236,109	236,109	100.0
山形県	0	0	0.0	3,162	3,162	100.0	153,771	153,771	100.0
福島県	0	0	0.0	12,227	12,227	100.0	490,139	490,139	100.0
茨城県	1,321,544	1,321,544	100.0	33,098	33,098	100.0	0	0	0.0
栃木県	0	0	0.0	21,201	21,201	100.0	0	0	0.0
群馬県	0	0	0.0	16,156	16,156	100.0	0	0	0.0
埼玉県	0	0	0.0	19,458	19,458	100.0	0	0	0.0
千葉県	0	0	0.0	28,409	28,409	100.0	0	0	0.0
東京都	0	0	0.0	4,260	4,260	100.0	6,369,791	6,369,355	100.0
神奈川県	0	0	0.0	15,058	15,058	100.0	0	0	0.0
新潟県	4,775,186	4,775,186	100.0	10,436	10,436	100.0	118,134	118,134	100.0
富山县	0	0	0.0	5,246	5,246	100.0	0	0	0.0
石川県	770,452	770,452	100.0	9,012	9,012	100.0	0	0	0.0
福井県	12,727,358	12,727,358	100.0	8,899	8,899	100.0	0	0	0.0
山梨県	0	0	0.0	10,823	10,823	100.0	0	0	0.0
長野県	0	0	0.0	12,806	12,806	100.0	0	0	0.0
岐阜県	0	0	0.0	15,035	15,035	100.0	5,899	5,899	100.0
静岡県	1,240,416	1,240,416	100.0	33,573	33,573	100.0	0	0	0.0
愛知県	0	0	0.0	10,194	10,194	100.0	336,343	336,343	100.0
三重県	0	0	0.0	17,581	17,581	100.0	723,013	722,351	99.9
滋賀県	0	0	0.0	12,459	12,459	100.0	50,548	50,548	100.0
京都府	0	0	0.0	18,423	18,423	100.0	99,623	99,623	100.0
大阪府	0	0	0.0	7,732	7,732	100.0	3,322,055	3,321,839	100.0
兵庫県	0	0	0.0	34,530	34,530	100.0	0	0	0.0
奈良県	0	0	0.0	10,770	10,770	100.0	144,592	144,592	100.0
和歌山県	0	0	0.0	12,641	12,641	100.0	0	0	0.0
鳥取県	0	0	0.0	6,299	6,299	100.0	3,974	3,974	100.0
島根県	1,244,291	1,244,291	100.0	11,450	11,450	100.0	386,878	386,878	100.0
岡山県	0	0	0.0	15,559	15,559	100.0	543,530	543,530	100.0
広島県	0	0	0.0	25,166	25,166	100.0	590,605	590,605	100.0
山口県	0	0	0.0	10,508	10,508	100.0	160,311	160,311	100.0
徳島県	0	0	0.0	10,988	10,988	100.0	0	0	0.0
香川県	0	0	0.0	3,955	3,955	100.0	0	0	0.0
愛媛県	1,926,805	1,926,805	100.0	22,855	22,855	100.0	209,647	209,647	100.0
高知県	0	0	0.0	16,842	16,842	100.0	0	0	0.0
福岡県	0	0	0.0	18,691	18,691	100.0	2,074,177	2,070,800	99.8
佐賀県	3,995,620	3,995,620	100.0	7,932	7,932	100.0	150,043	150,043	100.0
長崎県	0	0	0.0	6,779	6,779	100.0	137,705	137,705	100.0
熊本県	0	0	0.0	17,623	17,623	100.0	106,685	106,685	100.0
大分県	0	0	0.0	20,406	20,406	100.0	351,359	351,359	100.0
宮崎県	0	0	0.0	18,653	18,653	100.0	339,635	339,635	100.0
鹿児島県	2,638,221	2,638,221	100.0	22,141	22,141	100.0	176,670	176,670	100.0
沖縄県	965,963	965,963	100.0	2,863	2,863	100.0	61,958	61,958	100.0
合計	57,637,738	57,637,738	100.0	701,272	701,272	100.0	18,673,770	18,668,573	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	旧法による税		
		調定額	収入額	収入率
北海道	道	192	40	20.8
青森県	森	0	0	0.0
岩手県	手	0	0	0.0
宮城県	城	0	0	0.0
秋田県	田	730	0	0.0
山形県	形	0	0	0.0
福島県	島	0	0	0.0
茨城県	城	0	0	0.0
栃木県	木	0	0	0.0
群馬県	馬	0	0	0.0
埼玉県	玉	0	0	0.0
千葉県	葉	0	0	0.0
東京都	京	0	0	0.0
神奈川県	川	0	0	0.0
新潟県	潟	0	0	0.0
富山県	山	0	0	0.0
石川県	川	0	0	0.0
福井県	井	0	0	0.0
山梨県	梨	0	0	0.0
長野県	野	0	0	0.0
岐阜県	阜	37,715	2,564	6.8
静岡県	岡	0	0	0.0
愛知県	知	439,938	439,938	100.0
三重県	重	0	0	0.0
滋賀県	賀	0	0	0.0
京都府	都	0	0	0.0
大阪府	阪	376,132	6,450	1.7
兵庫県	庫	0	0	0.0
奈良県	良	0	0	0.0
和歌山県	山	0	0	0.0
鳥取県	取	0	0	0.0
島根県	根	0	0	0.0
岡山県	山	0	0	0.0
広島県	島	0	0	0.0
山口県	口	0	0	0.0
徳島県	島	0	0	0.0
香川県	川	0	0	0.0
愛媛県	媛	0	0	0.0
高知県	知	0	0	0.0
福岡県	岡	0	0	0.0
佐賀県	賀	0	0	0.0
長崎県	崎	0	0	0.0
熊本県	本	0	0	0.0
大分県	分	0	0	0.0
宮崎県	崎	0	0	0.0
鹿児島県	島	0	0	0.0
沖縄県	縄	0	0	0.0
合計		854,707	448,992	52.5

6 県税調定収入額の推移

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(単位：円、%)

不 納 欠 損 額	収 入 未 濟 額	調定に対する		予算に対する		対 前 年 比 率	
		収 入 率	取 入 率	調 定	取 入		
2,428	1,272,709	98.7	116.2	—	—		
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6		
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3		
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1		
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5		
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1		
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5		
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0		
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2		
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0		
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0		
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6		
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1		
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2		
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2		
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3		
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2		
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9		
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7		
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9		
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7		
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3		
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4		
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0		
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4		
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1		
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7		
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1		
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6		
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7		

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	—
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	—
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	—
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	—
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	—
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	—
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	—
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	—
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	—
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	—
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	—
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	—
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	—
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	—
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	—
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	—
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	—
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	—

(単位：円、%)

不 納 欠 損 額	収 入 未 濟 額	調定に対する		予算に対する		対 前 年 比 率	
		収 入 率	取 入 率	調 定	取 入		
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9		
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6		
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2		
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8		
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9		
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7		
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5		
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5		
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2		
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6		
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2		
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2		
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9		
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7		
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5		
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3		
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5		
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9		
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1		
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9		
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5		
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2		
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2		
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5		
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9		
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3		
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9		
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4		
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4		
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7		

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	—
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	—
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	—
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	—
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	—
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	—
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	—
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	—
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	—
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	—
28	343,618,040,000	354,368,906,570	348,071,866,815	—
29	341,141,000,000	351,819,467,766	345,965,283,429	—
30	330,049,000,000	338,266,791,426	332,955,506,554	—
元	325,939,000,000	330,648,159,086	325,794,561,713	—
2	324,147,130,000	333,629,578,102	327,652,177,977	—
3	328,068,096,000	342,026,948,473	337,499,388,147	—
4	340,428,482,000	343,832,096,714	339,579,632,705	—
5	320,062,000,000	327,649,564,847	323,536,232,257	—
6	344,860,040,000	347,810,286,994	343,753,227,284	—

(単位：円、%)

不 納 欠 損 額	収 入 未 濟 額	調定に対する 収 入 率	予算に対する 収 入 率	対 前 年 比 率	
				調 定	収 入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3
517,897,237	5,779,142,518	98.2	101.3	101.2	101.4
447,715,085	5,406,469,252	98.3	101.4	99.3	99.4
398,081,414	4,913,203,458	98.4	100.9	96.1	96.2
323,438,221	4,530,159,152	98.5	100.0	97.7	97.8
290,376,255	5,687,023,870	98.2	101.1	100.9	100.6
338,086,608	4,189,473,718	98.7	102.9	102.5	103.0
339,646,668	3,912,817,341	98.8	99.8	100.5	100.6
381,560,272	3,731,772,318	98.7	101.1	95.3	95.3
265,999,416	3,791,060,294	98.8	99.7	106.2	106.2

課税免除等対象地域について(過疎・離島)

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の対象市町

(令和7年4月1日現在)

区分	市町（特定期間合併市町村）
全部過疎	府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
一部過疎	吳市（旧音戸町、旧倉橋町、旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧川尻町、旧豊浜町、旧豊町、旧安浦町） 三原市（旧大和町、旧久井町） 尾道市（旧因島市、旧瀬戸田町、旧御調町、旧向島町） 廿日市市（旧吉和村、旧宮島町、旧佐伯町）
特定市町村 (卒業団体)	福山市（旧内海町） 東広島市（旧福富町、旧豊栄町、旧河内町）

○ 異島振興法の対象市町

(令和7年4月1日現在)

実施地域	市町（地区（有人離島））
走島群島	福山市（走島）
備後群島	尾道市（百島）
芸備群島	尾道市（細島） 三原市（佐木島、小佐木島）
上大崎群島	大崎上島町（生野島、大崎上島、長島）
下大崎群島	吳市（三角島、斎島）
安芸群島	吳市（情島）
	大竹市（阿多田島）
似島	広島市（似島）